



## 平成29年度 公益財団法人砂原児童基金 児童養護施設等助成金募集要項

### 1. 内容

香川県内の児童養護施設等に入所し生活する子ども達の様々な生活・学びの活動のために必要な金品及び事業の経費で適当と認められるものに助成金を支給します。

### 2. 対象者

対象者は次の4点のいずれの要件も満たす団体とします。

- (1) 香川県内の児童養護施設等に入所し生活する子ども達の様々な生活・学びの活動のための活動を行っている、又は行う予定があること。
- (2) 営利目的としていないこと。
- (3) 特定の政治又は宗教活動を目的としていないこと。
- (4) 助成金の使途を守り、明確な会計経理を実施、報告すること。

### 3. 助成の対象

児童養護施設等に入所し生活する子ども達の様々な生活・学びの活動のための費用として適当と認められるもの

例)

- 施設内外での様々な季節行事・レクリエーションに関する費用  
(お花見のためのバス・弁当代、旅行のための宿泊飲食代・交通費、各種講師謝礼金、クリスマス会プレゼント代など)
- 施設の子ども達と地域との関わりに関する費用  
(地域の皆さんを交えての交流会行事に掛かる経費など)

### 4. 助成金額

1施設につき助成金上限額50万円まで 助成金総額 150万円  
各施設への助成金額は、当財団理事会の決議により決定します。

### 5. 助成対象期間

2017年4月1日(土)～2018年3月31日(土)まで

### 6. 支給方法

助成金額が決定した後、指定の口座に助成金を振り込みます。

## **7. 応募方法**

下記の書類を当財団事務局まで送付してください。

- ・助成金交付申請書（第2－1号様式）  
（申請金額の根拠となる見積書等があれば添付してください。）

## **8. 申請期限**

2017年5月31日（水）必着

## **9. 選考方法**

応募書類をもとに当財団事務局で書類審査を行った後、理事会の決議を経て決定します。応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

## **10. 結果通知**

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。

応募書類は返却できません。また、当財団では選考結果についての理由を説明する義務を負いませんのでご了承ください。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

結果通知 2017年6月下旬頃発送予定

## **11. 助成対象者の義務**

- （1）当財団の助成金事業実施要綱及び本要項を遵守してください。
- （2）助成対象に対する支払い完了後1ヶ月以内に助成対象支払完了報告書（第2－6号様式）を提出してください。また、報告書には、支払先や金額が明記された領収証のコピーを必ず添付してください。
- （3）助成事業の内容に変更があった場合や、中止になった場合は、助成対象計画変更・中止（廃止）承認申請書（第2－5号様式）を当財団に遅滞なく届け出てください。

## **12. 助成金の支給中止及び変換**

当財団の助成金事業実施要綱第10条に定める項目に値する場合は、助成金の支給を取消、中止します。すでに交付した助成金の一部もしくは全部を返還していただきます。

### 1.3. 実施団体及び応募書類送付先

#### 【応募書類郵送先】

公益財団法人砂原児童基金 「助成金事業 申請募集受付係」

〒760-0004 香川県高松市西宝町3丁目6番22号

TEL : 087-837-2230 FAX : 087-837-2228

メールアドレス : s-jidou@s-jidoukikin.or.jp

URL : <http://s-jidoukikin.or.jp>

受付時間 : 9時～18時 (土曜日9時～13時)

土曜日午後、日曜日、祝日、お盆(8月13日～15日)、

年末年始(12月29日～翌年1月3日)は休業



**公益財団法人 砂原児童基金**